

令和7年1月15日

事務補助員の勤務条件

1 任用根拠

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号の規定による会計年度任用職員

2 任用期間

令和7年5月1日から令和7年8月31日まで

※任用日から1か月間（延長の場合あり）は条件付採用となります。

※任用期間の満了をもって退職となります。

※任用期間満了後、同一の職が設置される場合は、能力実証を行った上で、再度任用される場合があります。

3 勤務場所

岡山県県民生活部市町村課（岡山市北区内山下2-4-6）

4 従事業務

事務補助（参議院議員選挙の資料準備、整理（仕分け、運搬等の軽作業含む）、資料作成事務等）

5 勤務時間

下記6を除く、毎週月曜日から金曜日までの勤務で、1日の勤務時間は8時30分から17時15分まで（うち12時から13時までの1時間は休憩時間）

6 週休日及び休日

・週休日：毎週土曜日及び日曜日

・休日：国民の祝日及び年末年始（12月29日から12月31日及び1月2日、1月3日）

7 休暇

（1）年次休暇（有給）

4日付与

（※上記以外の、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第26号。以下「規則」という。）第11条第3項の規定により付与される日数及び同条第4項の規定により繰り越される日数については、当該日数が確定したのち、任用日（令和7年5月1日）以降にお知らせします。

（2）年次休暇以外の休暇等

ア 規則に定める要件を満たす場合は、有給又は無給の休暇等を取得できます。

・ 有給（公民権行使、官公署出頭、災害による現住居滅失等、災害等による出勤困難・退勤途上危険回避、忌引、結婚、夏季、妊産婦の健康診査・保健指導、

妊娠中の通勤緩和、出生サポート、産前産後、配偶者の出産、育児参加)

- ・ 無給（子の保育・看護、介護、生理による就業困難、妊産疾病、公務上の傷病、私傷病、骨髄等ドナー）

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡山県条例第3号）に定める要件を満たす場合は、育児休業又は部分休業を取得できます。

8 給料等

月額189,400円

通勤手当：通勤方法に応じて一般職員に準じた額を支給（月の初日に在職する者が対象）

※支払は原則当月15日です。

※期末手当及び勤勉手当は支給されません。

※退職手当は支給されません。

※上記のほか、一般職員に準じて地域手当が支給されます。

9 社会保険等

雇用保険、共済保険（短期福祉）、厚生年金保険が適用されます。公務上又は通勤中の災害については、労働者災害補償保険が適用されます。

10 その他

勤務条件の詳細については、規則等によることとします。

地方公務員法に定められた服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限等）が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。

11 問い合わせ先

岡山県県民生活部市町村課（担当者：大森）

直通電話 086-226-7271